

基監発第0717001号  
基安計発第0717001号  
平成19年7月17日

新潟労働局長 殿  
長野労働局長 殿

厚生労働省労働基準局  
監督課長  
安全衛生部計画課長  
(契印省略)

新潟県中越沖地震による災害復旧工事における監督指導業務等の当面の運営について

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震は、建築物、ライフライン等に甚大な被害をもたらし、産業活動への影響も少なからず見られるところであり、被災地域においては、直接的な被害を受けた事業場はもとより、これ以外の事業場においても、事業の廃止、一部休止等により、賃金及び休業手当の支払、解雇等労働条件面への影響が懸念されるほか、被災事業場における二次災害や復旧工事に係る労働災害等の発生も懸念される場所である。

このような状況の中、労働基準行政機関としては、労働条件に関する各種相談等に懇切丁寧に応え、賃金の支払等労働条件の履行確保に努めるとともに、復旧工事に係る労働災害の防止等に万全を期することが強く求められているところである。

については、当面、下記の事項に留意の上、監督指導・安全衛生業務（以下「監督指導業務等」という。）の適切な運営に努められたい。

なお、建設業労働災害防止協会会長並びに(社)全国建設業協会会長及び(社)日本建設業団体連合会会長に対し、安全衛生部安全課長、労働衛生課長及び化学物質対策課長から対策の徹底について要請されているので、了知されたい（別添参照）。

## 記

- 1 新潟県及び長野県、関係市町村、事業所管行政機関、関係事業者団体等との連携を図り、被災事業場の状況、本件地震に伴う事業場の閉鎖・休業の状況、賃金の支払状況、労働災害の発生状況及び復旧工事の状況などの把握に努めること。
- 2 当面の監督指導業務等に実施に当たっては、次によること。
  - (1) 当面、本件地震に伴って生じた解雇、賃金不払等に係る申告、相談の受付及び処理、許認可の申請の処理等の受動的業務に要する業務量を最大限確保し、これに優先的か

つ迅速に対応するものとする。

また、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画を必要に応じて見直し、被災事業場における二次災害及び復旧工事に係る労働災害の防止を目的として実施する安全パトロール等に要する業務量の確保についても配慮すること。

なお、管内に相当数の被災事業場が存在する署において、受動的業務及び安全パトロール等に要する業務量が著しく増加することが見込まれる場合には、当該署における応援体制の確保にも配慮すること。

- (2) 本件地震に伴って発生した災害、事故に係る災害調査については、死亡災害、重大災害及び労働安全衛生規則第96条に掲げる事故（特定機械に係るものに限る。）並びに有害物質の大量漏洩事故等特異なものに限定して、これを行えば足りるものであること。

この場合、労働者死傷病報告又は事故報告に記載された内容等から判断して、当該災害又は事故が本件地震災害を直接の原因として発生したものであることが明らかな場合には実地調査を省略して差し支えないこと。

- (3) 復旧工事に係る労働災害を防止するため、管内の被害状況に応じ、発注機関との連携を図りつつ、関係事業場等に対して、土砂崩壊による労働災害防止対策のほか、墜落災害、飛来・落下災害、建設機械等による労働災害防止対策の適切な実施について周知徹底するとともに、安全パトロール等の実施に当たっては、労働災害防止団体、公共工事発注機関等との連携に配慮する等、効率的な実施に努めること。

別添

基安安発第0717001号  
基安労発第0717001号  
基安化発第0717001号  
平成19年7月17日

建設業労働災害防止協会会長 殿  
(社) 全国建設業協会会長 殿  
(社) 日本建設業団体連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長  
労働衛生課長  
化学物質対策課長

#### 新潟県中越沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、平成19年7月16日に新潟県中越沖地震が発生し、建築物、交通機関、電話、電気、ガス、水道等の施設に大きな被害が発生しました。今後、被害を受けた建築物の解体・改修工事や交通機関等の復旧工事が早急に行われることとなりますが、これらの工事を円滑に行うためにも、労働災害防止対策の徹底を図る必要があります。特に、今後、梅雨や台風による大雨等が予想されるところであり、災害復旧工事における土砂崩壊等の発生が危惧されるところです。

つきましては、災害復旧工事における労働災害防止対策のより一層の徹底を図るため、特に下記の労働災害防止にも十分留意した施工が行われるよう、貴協会会員各位に対し周知を図られたくお願いいたします。

#### 記

##### 1 土砂崩壊災害の防止

作業箇所等を事前に十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を策定した上で、これに基づき作業を行うこと、点検者を指名して、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること、土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ堅固な構造の土止め支保工を設けること等により、土砂崩壊災害防止対策の徹底を図ること。

## 2 土石流災害の防止

作業場所から上流の河川の形状等を事前に十分に調査すること、土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を必要に応じ見直すこと、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等について労働者に十分周知すること等により、土石流災害防止対策の徹底を図ること。

## 3 道路・鉄道復旧工事における災害の防止

路盤の補修、軌道の付替、橋桁や橋脚の補修工事等が行われるため、移動式クレーン、建設機械等による災害の防止対策のほか、コンクリート片等の飛来・落下による災害防止措置等の徹底を図ること。

## 4 電気・通信工事における災害の防止

電気・通信施設の復旧のためには、高所作業、高所作業車を用いる作業等が行われるので、墜落防止措置、高所作業車の転倒防止措置等の徹底を図ること。

## 5 ガス・水道復旧工事における災害の防止

掘削作業に伴う土砂崩壊災害防止措置のほか、各種の建設機械等による災害の防止対策の徹底を図ること。

## 6 建築物の解体、改修工事における石綿ばく露の防止

防じんマスクの使用等の石綿粉じんのばく露防止対策の徹底を図ること。

## 7 熱中症の予防

高温、多湿期の作業となるので、適切な水分、塩分の補給等熱中症予防対策の徹底を図ること。

## 8 余震の発生に留意した安全な施工

引き続き余震が発生する可能性があるので、余震による二次災害の防止に留意した安全な施工の徹底を図ること。